平成１６年７月２７日

平成１６年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

Ⅰ　普通交付税

1　普通交付税決定額（全国）

（単位：億円、％）

区　　分		平成16年度	平成15年度	対前年度伸率
総　　額		158,729	169,855	△6.5
	道府県分	91,166	98,178	△7.1
	市町村分	67,563	71,677	△5.7

＜参　考＞

交付基準額

（単位：億円、％）

区　　分		平成16年度	平成15年度	対前年度伸率
総　　額		159,368	170,557	△6.5
	道府県分	91,473	98,514	△7.1
	市町村分	67,895	72,043	△5.8

※財源不足団体ベース

（注）交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

2　本県分

(1) 交付決定額

県　　分　　2,277億1,318万7千円

市町村分　　1,678億　233万7千円

(2) 対前年度比較

ア　県分の交付決定額は、前年度に比べ 96億3,212万7千円（4.1%）の減となった。

イ　市町村分の交付決定額は、前年度に比べ 72億9,122万3千円（4.2%）の減となった。

（市町村別決定額は別紙１のとおり）

なお、六ヶ所村は平成８年度から引き続き不交付団体となっている。

（単位：千円、%）

区　分	平成16年度	平成15年度	差引増減	伸率
県　　分	227,713,187	237,345,314	△ 9,632,127	△4.1
市町村分	167,802,337	175,093,560	△ 7,291,223	△4.2
合　　計	395,515,524	412,438,874	△16,923,350	△4.1

なお、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた額（交付団体ベース）は、県分が2,599億6,551万3千円、市町村分が1,930億486万8千円で、前年度に比しそれぞれ8.2%(232億1,029万7千円)、8.9%(188億7,136万3千円)の減となっている。

＜参 考＞

交付基準額　（単位：千円、%）

区　分	平成16年度	平成15年度	差引増減	伸率
県　　分	228,269,347	237,959,059	△ 9,689,712	△4.1
市町村分	168,317,460	175,651,554	△ 7,334,094	△4.2
合　　計	396,586,807	413,610,613	△17,023,806	△4.1

※財源不足団体ベース

（注）交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

Ⅱ　地方特例交付金

1　地方特例交付金の概要

【減税補てん特例交付金】（都道府県及び市町村）

平成１１年度から実施されている恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付するもの。

【税源移譲予定特例交付金】（都道府県のみ）

平成１６年度において義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分について、暫定的に一般財源化されたことに伴う地方団体の減収額を補てんするため、税源移譲を行うまでの間の財源措置として交付するもの。

上記交付金は、いずれも普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる。

2　交付額の算定方法

【減税補てん特例交付金】

都道府県分にあっては、道府県民税所得割、法人税割及び法人事業税の減収見込額の概ね４分の３に相当する額から、たばこ税の増収見込額及び法人事業税の減収見込額（普通交付税交付見込団体のみ）を控除した額。

市町村分にあっては、市町村民税所得割及び法人税割の減収見込額の４分の３に相当する額から、たばこ税の増収見込額を控除した額。

【税源移譲予定特例交付金】

都道府県の人口（最近の国勢調査人口）により総額を按分した額。なお、財政力指数が一を超える都道府県については、国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して人口を補正している。

3　地方特例交付金交付決定額（全国）

（単位：億円、％）

区　　分	平成16年度	平成15年度	対前年度伸率
総　　額	11,048	10,062	9.8
うち減税補てん特例交付金	8,739	8,890	△1.7
うち税源移譲予定特例交付金	2,309	－	皆増
うち旧第二種交付金	－	1,172	皆減
都道府県分	4,641	3,513	32.1
うち減税補てん特例交付金	2,332	2,397	△2.7
うち税源移譲予定特例交付金	2,309	－	皆増
うち旧第二種交付金	－	1,116	皆減
市 町 村 分	6,407	6,549	△2.2
うち減税補てん特例交付金	6,407	6,493	△1.3
うち旧第二種交付金	－	56	皆減

（注）平成１５年度に行われた国庫補助負担金の見直しに伴い交付された「第二種交付金」は、所得譲与税の創設に伴い、平成１６年度は廃止されている。

４　本県分

県　　分　　　38 億 3,401 万 3 千円

市町村分　　　43 億 2,376 万 4 千円　（市町村別決定額は別紙２のとおり）

（単位：千円、%）

区　　分	平成16年度	平成15年度	対前年度伸率
県　　分	3,834,013	2,258,897	69.7
うち減税補てん特例交付金	984,838	961,358	2.4
うち税源移譲予定特例交付金	2,849,175	－	皆増
うち旧第二種交付金	－	1,297,539	皆減
市町村分	4,323,764	4,540,750	△4.8
うち減税補てん特例交付金	4,323,764	4,475,642	△3.4
うち旧第二種交付金	－	65,108	皆減
合　　計	8,157,777	6,799,647	20.0
うち減税補てん特例交付金	5,308,602	5,437,000	△2.4
うち税源移譲予定特例交付金	2,849,175	－	皆増
うち旧第二種交付金	－	1,362,647	皆減

Ⅲ　臨時財政対策債発行可能額

1　臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成１６年度から平成１８年度の間、地方財政法第５条の特例債として発行されるもの。（平成１３年度から平成１５年度までにおいても同様に発行。）

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

2　臨時財政対策債発行可能額の算出方法

平成１６年度における臨時財政対策債発行可能額の算出方法は、平成１５年度の算定と同様、同発行可能額を算定するための「単価」を設け、これに『各地方公共団体の人口』及び『経常経費に係る「その他の諸費（人口）」の補正係数（加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く。）』を乗じて算出。

3　臨時財政対策債発行可能額（全国）

（単位：億円、%）

区　分	平成16年度	平成 15 年度	対前年度伸率
総　　額	41,906	58,762	△28.7
都道府県分	20,953	29,348	△28.6
市 町 村 分	20,953	29,414	△28.8

※不交付団体を含む。

4　本県分

県　　分　　322 億 5,232 万 6 千円

市町村分　　254 億 9,124 万 5 千円（市町村別発行可能額は別紙３のとおり）

（単位：千円、%）

区　分	平成16年度	平成 15 年度	対前年度伸率
県　　分	32,252,326	45,830,496	△29.6
市町村分	25,491,245	37,208,223	△31.5
合　　計	57,743,571	83,038,719	△30.5

※不交付団体を含む。